

税の申告はお早めに **確定申告・町県民税の申告**

2/17(月)~3/17(月)

所得税と復興特別所得税の確定申告

「所得税と復興特別所得税」の確定申告と納税は、**2月17日(月)から3月17日(月)まで**です。
ただし、税の還付を受ける申告書は、2月16日(日)以前でも提出することができます。

▶ 岐阜南税務署の確定申告会場

■ 申告できる税金

- ・ 所得税と復興特別所得税
- ・ 個人事業者の消費税と地方消費税
- ・ 贈与税

■ 確定申告会場

会場	マーサ21 4階マーサホール(岐阜市正木中1丁目2番1号)
開設期間	2月17日(月)~3月17日(月) ※土日・祝日は開設していませんが、3月2日(日)に限り開設します。
開設時間	9:00~17:00
その他	開設期間中、岐阜南税務署では申告書の作成指導は行いません。

会場への入場には、時間枠が指定された「**入場整理券**」が必要です。

- ・ 国税庁のLINE公式アカウントから「入場整理券」の事前発行により取得してください。(電話による事前発行はできません。)
- ・ 「入場整理券」は会場でも当日分の配付をしますが、数に限りがあるため、配付が終了した場合は、後日の来場をお願いいたします。

整理券

〇A〇B 〇:〇



▲国税庁LINE

自慢の看板商品「飛騨牛コロッケ、飛騨牛カレー」

アマカさん、こむぎ家さんにて好評発売中

大栄食品株式会社

本社 ● 〒501-6065 岐阜県羽島郡笠松町門間2288番1
TEL058-388-2366(代) FAX058-388-2367

ごみの処理は(株)野々村商店に!!
株式会社 野々村商店

一般廃棄物収集運搬業
(笠松町許可)

産業廃棄物収集運搬処理業

岐阜市則松2丁目157番地
TEL 058-239-9921

瑞穂市野田新田3977-1
TEL 058-327-4030

国税庁のホームページから確定申告書が提出できます

申告書作成には、大変便利な国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。マイナンバーカードをお持ちの方はICカードリーダーまたはマイナンバーカード対応のスマートフォンを利用して電子申告(e-Taxで送信)することができます。

国税庁のホームページで作成した申告書を印刷して郵送することもできます。

送付先〒460-8527 名古屋市中区三の丸三丁目2番4号
名古屋国税局業務センター 三の丸分室 宛



確定申告書の作成方法は動画でチェック!

確定申告書等作成コーナーの入力方法などは動画をご覧ください。



▲確定申告書等作成コーナー



▲申告の方法(動画)

【電話相談センターの利用案内】

岐阜南税務署(☎271-7111)に電話し、自動音声案内により該当番号を選択してください。
(受付時間:8:30~17:00/土日・祝日を除く)

【税務相談チャットボットの利用案内】

申告書の作成でお困りのときは、国税庁ホームページの「税務相談チャットボット」にご相談ください。質問を入力すると、AIを活用した「税務職員ふたば」がお答えします。(24時間利用可能、メンテナンス時間を除く)



▲税務相談チャットボット

税理士などによる無料税務相談

会場・予約	開設期間	開設時間	その他
【要予約】 名古屋税理士会 岐阜南支部 (岐阜市東鷺1丁目3番地の2 岐阜県石油会館2階) 予約 ☎274-0658	2月3日(月)~28日(金) の毎週月・水・金曜日 ※祝日を除く	13:00~16:00	税理士が税務相談に応じます。
【完全予約制(先着順)】 笠松町商工会 (笠松町春日町15番地の1) 予約方法 ・商工会LINE ・商工会ホームページ ・FAX387-6840  ▲LINE  ▲ホームページ ※電話では受付していません。 ※予約がない場合は対応できません。	3月4日(火)~6日(木) 3月11日(火)~13日(木) 〈消費税のみ〉 3月27日(木)	10:30~16:00 ※12:00~13:00 を除く	次の確定申告は受付できません。 ・年金所得 ・譲渡所得 ・贈与税 ・相続税 ・前年分所得金額(専従者控除前または青色特別控除前)が400万円を超える方 ・消費税課税事業者である場合は、基準期間の課税売上高が3,000万円以上の方 ・商工会員の方は、決算書、申告書作成指導料及び消費税申告作成指導料が、それぞれ2,200円(税込)、商工会非会員の方は11,000円(税込)の手数料が必要です。



町の申告会場

■申告できる税金(令和6年分)

- ・ 所得税(一部の所得や控除内容を除く)
- ・ 町県民税

■申告会場

申告会場	役場3階第2会議室 特設会場			
開設期間	2月17日(月)～3月17日(月) ※土日・祝日を除く			
受付時間	①9:00～9:30	④10:30～11:00	⑦13:00～13:30	⑩14:30～15:00
	②9:30～10:00	⑤11:00～11:30	⑧13:30～14:00	⑪15:00～15:30
	③10:00～10:30	⑥11:30～12:00	⑨14:00～14:30	⑫15:30～16:00

※次の申告は役場では受付できませんので、税務署の申告会場(8ページ参照)で申告してください。

- ・ 一時所得
- ・ 配当所得
- ・ 譲渡所得(土地建物、株式、先物取引など)
- ・ 準確定申告(亡くなられた方の申告)
- ・ 住宅ローン控除(適用の初年分のみ)
- ・ 繰越損失の申告
- ・ 雑損控除
- ・ 青色申告
- ・ 令和5年分以前の申告


※次の申告はご自身で事前に書類作成をお願いします。

- ・ 事業所得、不動産所得、農業所得を申告する方の「収支内訳書」
- ・ 医療費控除を申告する方の「医療費控除の明細書」
- ・ 医療費控除の特例の申告をする方の「セルフメディケーション税制の明細書」

■町の申告会場は事前予約制です

町の申告相談は、「事前予約制」です。
希望する相談日・時間帯を事前に予約し、会場にお越しください。
予約がない場合、後日の来場をお願いすることもありますのでご注意ください。



ネット予約  〈24時間対応〉 	電話予約  〈8:30～17:15／土日・祝日を除く〉 (最終日の3月17日は15:00まで) 
受付	
3月13日(木)まで ※希望日の2日前まで受付可能です。 希望日の前日と当日は電話で予約をしてください。	3月17日(月)まで ※予約状況によってご希望の日時で受付できない場合がありますのでご了承ください。

予約方法

ネット予約

①町ホームページの予約フォームにアクセス



▲予約フォーム

②次の予約内容を順番に入力
 (ア) 申告内容
 (イ) ご希望の受付日時
 (ウ) 申告する方の氏名、住所、生年月日、
 電話番号、メールアドレス
 ※申告者と来場者が異なる場合は、来場者の氏名なども入力

③連絡事項や当日の持ち物を確認し、最後に表示される予約番号「KASA-〇〇〇〇〇〇〇〇〇(数字8桁)」を控える。

メールアドレスを入力した方には、申し込み完了メールが届く。
 (迷惑メールと判断されているなどメールが受信できない場合もあります。)

電話予約

①役場税務課(☎388-1112)に電話
 →「申告の予約をしたい」旨を伝える。

②予約担当者にご希望の受付日時と次の予約内容を
 (ア)→(イ)→(ウ)の順番に伝える。
 (ア) 申告者(申告する方)の氏名・住所
 (イ) 来場者(当日会場にお越しになる方)の氏名・住所・電話番号
 (ウ) 予約者(電話をかけているご本人)の氏名・住所・電話番号

③お伝えする予約番号を控える。



申告の準備はお早めに

■申告に必要な主な書類など

主な所得の計算に必要な書類	給与、公的年金など	源泉徴収票(原本)
	事業所得、不動産所得、農業所得など	収支内訳書 ※あらかじめ作成してご提出ください。

10年保証
 総合建設業
安藤建設株式会社
 ☎058-388-0077
 ☎058-387-1515
 住宅性能保証制度登録店
 お気軽に
 お問い合わせ
 ください。

従業員
 大募集
株式会社三田防災
 〒501-6065 岐阜県羽島郡笠松町門間928-2
 TEL 058-388-0607
 ☎0120-119-073
 消防設備・防災用品・防犯設備

主な控除の計算に必要な書類	社会保険料控除	国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、任意継続保険料などの支払額の証明書や領収書
	生命保険料控除 地震保険料控除 (旧長期損害保険料控除)	保険会社発行の保険料控除証明書
	医療費控除	医療費控除の明細書 医療保険者から交付を受けた医療費通知書 (令和6年中の領収印がある医療費の領収書、生命保険などで補てんされた金額がわかる書類) ※あらかじめ合計額を計算してください。
	医療費控除の特例 (セルフメディケーション税制)	セルフメディケーション税制の明細書 (令和6年中の特定一般用医薬品(スイッチOTC医薬品)の購入費がわかる書類、健康診断結果など健康の保持増進や疾病予防への一定の取組を行ったことを明らかにする書類、生命保険などで補てんされた金額がわかる書類) ※あらかじめ合計額を計算してください。
	寄附金控除	寄附した団体から交付を受けた寄附金の受領証(領収書) 特定事業者が発行する寄附金控除に関する証明書 ※申告をする方はふるさと納税のワンストップ特例制度は適用されませんので必ずご持参ください。
	障害者控除	身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 健康介護課へ申請し発行された障害者控除対象者認定証 (令和6年12月31日現在65歳以上で要介護認定を受け、町要領の規定に該当する方)
その他の持ち物	<ul style="list-style-type: none"> ・申告者の本人確認ができるもの(マイナンバーカードなど) ・国税庁が発行した16桁の利用者識別番号がわかるもの(メモでも可) ・扶養親族がいる方……その方のマイナンバーのわかるもの ・所得税の還付を受ける方……申告者名義の金融機関口座番号のわかるもの ・所得税の予定納税をしている方……予定納税をした金額のわかるもの 	

■マイナンバーの記載と本人確認書類の提示(写しの添付)が必要です

申告書を記載する時… 申告者本人とその扶養親族のマイナンバー(12桁)の記載が必要です。

申告書を提出する時… 申告者本人の確認書類(①番号確認と②本人確認)の提示または写しの添付が必要です。

	①番号確認に必要なもの	②本人確認に必要なもの
マイナンバーカードをお持ちの方	マイナンバーカード	
マイナンバーカードをお持ちでない方	次のいずれか1つ ・通知カード ・住民票(マイナンバーの記載があるもの)の写し など	次のいずれか1つ ・運転免許証 ・パスポート ・身体障害者手帳 など

問税務課 ☎388-1112

つみきとえいご

笠松双葉幼稚園

〒501-6064 岐阜県羽島郡笠松町北及66
TEL:058-387-9155
<http://www.tsumiki.ed.jp>

松波総合病院

MATSUNAMI HOSPITAL

- まつなみ健康増進クリニック
- 人間ドック・健診センター
- 人工透析センター
- まつなみリサーチパーク(医学研究所)
- 松波総合病院介護老人保健施設
- まつなみ訪問介護ステーション
- まつなみ訪問看護ステーション
- 松波総合病院居宅介護支援事業所
- まつなみケアプランセンター

TEL 058-388-0111(代)
<http://www.matsunami-hsp.or.jp>